

(別紙)

平成16年11月16日

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

労働条件分科会

分科会長 西村 健一郎

労働基準法第六十一条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合及び期間を定める告示案要綱について

平成16年11月16日付け厚生労働省発基第1116001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。